

福岡県公報

平成23年11月2日
第3323号

目次

告示(第1794号-第1797号)

- 青少年に有害な図書類の指定 (青少年課) …………… 1
- 土地改良区の役員の退任 (農村整備課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 1
- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 2

公告

- 建設業の許可の取消し (建築指導課) …………… 2
- 落札者等の公示 (警察本部会計課) …………… 2

公安委員会

- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(初心者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) …………… 3
- 猟銃及び空気銃の所持に関する講習会(経験者に対する講習会)の開催 (警察本部生活環境課) …………… 3

告示

福岡県告示第1794号

福岡県青少年健全育成条例(平成7年福岡県条例第46号)第16条第1項の規定に基づき、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定したので、同条第6項の規定により告示する。

平成23年11月2日

福岡県知事 小川 洋

種類		題名	図書番号等	発行所	指定理由
図書	1	実話時代11月号	雑誌15277-11	株式会社メディアボーイ	青少年の残虐性を著しく助長し、又は青少年の非行を誘発し、若しくは助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
	2	実話時報11月号	雑誌05167-11	株式会社竹書房	
	3	実話ドキュメント11月号	雑誌05267-11	株式会社竹書房	

福岡県告示第1795号

糸島市前原土地改良区から役員の退任の届出があったので、土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により次のように公告する。

平成23年11月2日

福岡県知事 小川 洋

退任理事

氏名	住所
小金丸 忠	糸島市高祖1423番地1

福岡県告示第1796号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月2日

福岡県知事 小川 洋

- 開発区域に含まれる地域の名称
大野城市大城4丁目262番4、262番26及び262番30から262番37まで
- 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名
福岡市早良区原5丁目14番22号
株式会社 秀建
代表取締役 栗原 秀利

福岡県告示第1797号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

平成23年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 開発区域に含まれる地域の名称

直方市湯野原一丁目1-108及び1-111から1-124まで

2 開発許可を受けた者の所在地、名称及び代表者氏名

福岡市中央区天神一丁目11番17号

西日本鉄道株式会社

代表取締役 竹島 和幸

公 告

公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき、建設業の許可を取り消したので、同法第29条の5第1項の規定により公告する。

平成23年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 処分をした年月日

平成23年10月21日

2 処分を受けた者の商号等

商号	主たる営業所の所在地	代表者の氏名	許可番号
池尻産業 開発(有)	朝倉市草水229	池尻 晶	平成23年1月29日 福岡県知事許可（般-22） 第94586号

3 処分の内容

土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

4 処分の原因となった事実

池尻産業開発(有)の代表取締役は、覚せい剤取締法違反及び道路交通法違反の罪により平成23年8月8日に福岡地方裁判所から懲役2年6月（執行猶予期間3年）の判決を受け、同月23日にその刑が確定した。

このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

公告

落札者等について、次のとおり公示します。

平成23年11月2日

福岡県知事 小川 洋

1 落札に係る特定役務の名称

X線マイクロアナライザー賃貸借

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

(1) 部局の名称

福岡県警察本部総務部会計課

(2) 所在地

福岡市博多区東公園7番7号

3 落札者を決定した日

平成23年9月21日

4 落札者の氏名及び住所

(1) 氏名

日通商事株式会社福岡支店

(2) 住所

福岡市博多区下呉服町1-1

5 落札金額（消費税及び地方消費税の額を含む。）

46,525,500円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告日

平成23年8月10日

公安委員会

福岡県公安委員会告示第294号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（初心者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年11月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

(1) 講習会の日時

平成23年12月5日（月） 午前10時から午後5時までの間

(2) 講習会の場所

福岡市中央区天神1丁目3番33号 中央警察署会議室

(3) 受講対象者

福岡県内に住所を有する者

2 講習の時間及び科目

時間	科目
10:00～15:30	猟銃及び空気銃の所持に関する法令 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い
15:30～16:30	講習結果に対する考査
16:30～17:00	考査結果の公表 (合格者に対する講習修了証明書の交付)

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横3.5センチメートルのもの）2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。

(2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。

(3) 受講申込者は、申込みの際に手数料6,800円（福岡県領収証紙）を納付すること。

(4) 講習会の当日は、筆記用具（ボールペン）、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱読本」を必ず持参すること。

(5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。

福岡県公安委員会告示第295号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条の3第1項の規定に基づく猟銃及び空気銃の所持に関する講習会（経験者に対する講習会）を次のとおり開催するので、銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第17条第2項の規定により告示する。

平成23年11月2日

福岡県公安委員会

1 講習会の日時、場所等

日 時	場 所	開催警察署
平成23年12月6日（火） 13:30～16:30	糟屋郡粕屋町大字上大隈147番地1 粕屋警察署 会議室	粕屋警察署
平成23年12月8日（木） 13:30～16:30	嘉麻市大隈町1228番地1 嘉穂生涯学習センター夢サイト 大研修室	嘉麻警察署
平成23年12月9日（金） 13:30～16:30	うきは市吉井町343番地3 うきは警察署 会議室	うきは警察署

2 講習の科目

- 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

3 注意事項

- 受講希望者は、猟銃等講習受講申込書2通に所定の事項を記入し、写真（申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦4センチメートル、横

- 3.5センチメートルのもの) 2枚を添えて、住所地を管轄する警察署に申し込むこと。
- (2) 上記申込みは、受講日の1週間前までにすること。
 - (3) 受講申込者は、申込みの際に手数料3,000円(福岡県領収証紙)を納付すること。
 - (4) 講習会の当日は、筆記用具、印鑑及び講習通知書並びにテキスト「猟銃等取扱いの知識と実際」を必ず持参すること。
 - (5) 講習会に関する問い合わせは、住所地を管轄する警察署に対して行うこと。